

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問/意見	内容	回答
1	本事業スケジュール	5	第1	3	(4)	ウ		質問	「※ただし、設計・工事期間を短縮する提案をした場合においても、運転維持管理期間は上記期間を変更しないものとする」とありますが、工期短縮に応じた維持管理期間に対応する費用を提案するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
2	運転維持管理業務	7	第1	3	(4)	エ	(4)	質問	「脱水土分析、汚泥運搬・処分業務」に、成分分析が記載されていますが、溶出試験も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	溶出試験は含まれておりませんが、含水率測定は含みます。
3	暗騒音について	8, 9	第1	4	(1)	エ	表1-5	質問	表1-5相模原浄水場排水処理施設立地条件の中に騒音規制がありますが、施設からの騒音値より敷地境界での騒音値を検討することになると考えます。敷地境界での騒音値は、発生する騒音と暗騒音との合成音になると思慮します。検討していく上で暗騒音の値をご教示願います。	暗騒音は測定しておりませんので、これまでの閲覧資料からご判断下さい。
4	バリアフリー条例	9	第1	4	(1)	エ		質問	整備対象施設に該当（基準適合への努力義務）とありますが、現時点では事前協議ができませんので、事業者提案とさせていただき、変更指示があった場合は設計変更を認めていただけますでしょうか。	協議により設計変更の可否を判断します。
5	ゲリラ豪雨等の超高濁度時について	10	第1	4	(3)			質問	「ゲリラ豪雨等の超高濁度時」とは、12～13頁、第1、5、(2)の表1-9、表1-10で示されている「超高濁度」の条件と同じである、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
6	返送ポンプの計画修繕業務	11, 35	第1	4	(4)	表1-7	※4	質問	P11※4「返送ポンプは既設の継続利用すること」と記載がございます。またP35表4-1業務分担表に既設施設の計画修繕業務は企業団と記載がございますが、返送ポンプは既設施設に該当し、計画修繕業務は企業団との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
7	対象施設に求める処理能力について	12	第1	5	(1)			質問	対象施設に求める処理能力の検討にあたり、表1-8の施設能力（浄水処理）欄に示される「施設能力：（将来の想定）604,000m ³ /日」によって浄水処理が連続運転される時間（期間）につきまして、ご教示をお願い致します。	長期間（数か月以上）継続することを想定しています。
8	時間外勤務について	12	第1	5	(2)			質問	濁度条件と処理時間の目安は、通常濁度における時間外勤務（休日運転）を妨げるものではないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りですが、要求水準書の表4-4および4-5で示す通り、企業団が負担する休日・時間外運転の費用の条件でない場合は、時間外勤務の費用は事業者負担となります。
9	年度毎の想定水量、濁度変動の対応	12, 13	第1	5	(1), (2)	表1-8 表1-9 表1-10		質問	対象施設に求める処理能力として、表1-8にて施設能力（将来想定水量、最大水量、平均水量）をご指示ありますが、適切な運転管理計画を策定するため、運転維持管理期間における年度毎の想定水量をご教示ください。 また、表1-9～1-10にて濁度をご指示ありますが、運転維持管理期間中に濁度の下限・平均・上限に変動が生じた場合には、対応について別途協議頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	契約後、5年間の処理水量（最大・平均）を参考値として提示します。 また以降のご質問については、ご理解のとおりです。
10	濁度条件と処理時間の目安	12	第1	5	(2)	表1-9		質問	通常下限濁度と最小濁度、通常上限濁度と高濁度の違いについてご教示願います。	日常的に発生すると推測される濁度を「通常〇〇濁度」としてあります。それ以外の濁度は、発生する確率が一定以下ではありませんが、これまでに実績がある濁度のことを指しています。
11	浄水処理施設からの排水等の水質	14	第1	5	(4)	ア		質問	「過年度実績と異なる条件が生じた場合においても、企業団は浄水処理過程を維持するための最大限の対応をとる」とありますが、排水処理を含めた浄水処理過程全体を適正に維持するための対応であり、想定外の費用負担が発生する場合は、協議対象として頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問/意見	内容	回答
12	超高塩基度PAC導入後の排水処理実績	14	第1	5	(4)	ア, イ, ウ		質問	第1回閲覧資料「排水処理実績」等は令和6年度までの内容となっておりますが、超高塩基度PACが導入された令和7年4月以降の実績資料につきまして、ご提供いただくことは可能でしょうか。	第3回資料閲覧にて提供します。
13	排水池からの返送水	14	第1	5	(5)	ア		質問	通常運用範囲とは12頁 表1-9の最小濁度から通常上限濁度の範囲という理解でよろしいでしょうか。	表4-4、表4-5に記載の白丸に該当する部分が通常運用範囲となります。
14	企業団の定める基準値	14, 15	第1	5	(5)	イ, ウ		質問	ピコプランクトン（小型藻類）の個体数や界面活性剤の濃度など、「企業団の定める基準値」につきましては、貴団よりご提示いただけるものと理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
15	排水池からの返送水	14	第1	5	(5)	エ		質問	排水池を越流した水は、河川に放流されることから、企業団の指示に従い、残留塩素の中和処理等を行うとありますが、中和処理に必要な薬品は「p. 39 (10) ユーティリティ等の調達・負担 イ(ウ) 薬品」同様、は貴企業団から提供して頂く認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
16	返送水の下水道への放流	15	第1	5	(5)	エ		質問	「その場合は、相模原市が定める～中略～対応をすること。」とありますが、この次に「下水道に放流する場合は、～中略～対応をすること。」とあり、同じような記載が続いています。重複した記載でよろしいでしょうか。	重複しており、修正します。
17	更新実施周期について	15	第1	5	(8)			質問	表1-13に定めがないものは、更新実施周期は事業者提案によるものとありますが、仮に事業期間中に修繕ではなく設備更新が必要となった場合は、企業団による別途発注との理解で宜しいでしょうか。	表1-6、表1-7に示す整備対象施設、新設対象施設において更新が必要となった場合は、事業者の負担で更新してください。また事業者の判断により継続利用する施設についても新設対象施設と同様となります。
18	事業引渡し報告について	16	第1	5	(9)	ア		質問	事業引渡しの条件として、「事業引渡し報告書」を提出するとありますが、報告書の様式を提示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	報告書の様式は事業者提案とします。
19	本事業期間終了時における本施設の状況について	16	第1	5	(9)	イ		質問	要求水準書に示された性能及び機能を下回った場合、事業者は自らの費用を負担にて修繕を行うとありますが、事業期間後の設備更新については、企業団による別途発注との理解で宜しいでしょうか。	本事業期間終了時における本施設の状態で示す通り、事業終了後1年以内の性能及び機能の確保を事業者が保障するものとなるため、事業期間終了後にそれが満たされなかった場合には、事業者にて修繕ならびに設備更新を実施していただきます。ただし、事業終了後1年以降の修繕等については企業団による別途発注となります。
20	本事業期間終了時における本施設の状況について	16	第1	5	(9)	イ		質問	事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合は事業者にて対応し、貴企業団の責や不可抗力に起因する場合は貴企業団にて対応して頂けるという理解でよろしいでしょうか。	不可抗力に起因する場合は実施方針（案）別紙8の通り、一部は事業者負担となります。その他については、ご理解の通りです。
21	本事業期間終了時における本施設の状況について	16	第1	5	(9)	ウ		質問	「事業引渡し報告書」に部品供給の確保等によって、性能及び機能を下回る状況を長期化させない体制を示すとありますが、部品供給の確保については、事業者からの提案との理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
22	モニタリング	16	第1	5	(10)			質問	「別途公表するモニタリング基本計画書（案）」で示すとありますが、入札公告時に公表されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
23	他工事との調整について	17	第1	6	(4)			質問	企業団が実施する他工事により、仮設作業や対向試験が発生した場合は、別途発注または設計変更して頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	協議により設計変更の可否を判断します。
24	要求水準等に記載のない事項への対応	17	第1	6	(7)			質問	「要求水準で求める施設性能や施設水準を發揮・維持するために、事業者側で実施が必要となる整備や運転維持管理業務については、事業者の責において行うこと」とありますが、自然条件の著しい変更等、不可抗力対応は含まないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答
25	要求水準等に記載のない事項への対応	17	第1	6	(7)				質問	「要求水準書及びこれに基づく事業者提案に記載のない事項であっても、要求水準で求める施設性能や施設水準を発揮・維持するために、事業者側で実施が必要となる整備や運転維持管理業務については、事業者の責において行うこと。」とありますが、要求水準で施設性能、施設水準が明示されていない場合においては、当該項目の適用是非、費用負担について貴企業団との協議による、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
26	要求水準等に記載のない事項への対応	17	第1	6	(7)				質問	「要求水準書及びこれに基づく事業者提案に記載のない事項であっても、要求水準で求める施設性能や施設水準を発揮・維持するために、事業者側で実施が必要となる整備や運転維持管理業務については、事業者の責において行うこと。」とありますが、要求水準に記載されている条件（濁度など）から外れた条件においては、当該項目の適用是非、費用負担について貴企業団との協議による、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
27	プロフィットシェア	17	第1	6	(8)	エ			質問	通常業務における事業者の努力は含まないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
28	要領・指針等の適用	19	第1	6	(9)	ウ	4, 5		質問	ウ要領・指針等において、機械設備工事監理指針、電気工事監理指針が挙げられていますが、機械工事、電気工事は工事監理業務範囲外であるので本書は適用図書では無いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。ただし工事業務を実施する上で要求水準書に記載の内容を満たしているかはセルフモニタリングで確認ください。
29	水に接する機器等の定義	20	第1	6	(9)	エ	1		質問	「工事共通仕様書（神奈川県内広域水道企業団様発行）」および本仕様書に記載の「適用すべき諸基準」において、水道用材料の使用が求められる「浄水または浄水処理過程における水に接する機器等」の定義に関し、排水処理設備および当該設備に供給される浄水（洗浄水等）は、当該定義には該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	排水池に流入する水は浄水場の着水井に返送されるため浄水処理過程の水に該当します。排水池に流入しない水については返送されないため、当該定義には該当しません。
30	積算基準について	20	第1	6	(9)	オ			質問	要求水準書p.20才積算基準等がありますが、工事費内訳書の作成は契約後の詳細設計業務で行い、その際の基準を示しているとの理解でよろしいでしょうか。また、積算基準に定めのないもの等については企業案の承認を得ることとありますが、機器費など公の積算基準等が無いものは見積を単価として採用頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
31	設計業務の要求水準 (共通事項)	23	第2	3	(1)	ア			質問	「設計業務の対象は、表2-1、図2-2に参考に示すとおりとする。」とありますが、表2-1、図2-2に記載があるものにおいて、『要求水準p.25～31、4 設計業務の要求水準』に更新及び撤去の記載のないものは、事業者の判断により、既設施設を継続利用することも可能とする、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
32	排水処理フロー について	24	第2	3	(1)	イ			質問	要求水準書（案）（本号以外）の要求を満たしていれば、提案する排水処理フローは「図2-2 排水処理フロー」と完全に同一とする必要は無い、という理解で宜しいでしょうか？	ご理解の通りです。
33	設計業務の進め方	24	第2	3	(2)				質問	「年度毎に業務報告書として取りまとめ、企業団が定める期日までに提出すること」とありますが、都度提出した記録は含まないとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に記載の通り、都度提出した記録と、その他必要な事項を併せて年度ごとに業務報告書としてとりまとめて提出していただきます。
34	設計協議の参加	24	第2	3	(2)				質問	設計協議には、建設企業、維持管理企業等の参加が要求されていますが、関連する議題がある場合に参加を要求しているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
35	健康診断 について	24	第2	3	(3)	ウ			質問	短期間（例、2日間以内など）で当該施設に立ち入る場合においても、健康診断の提出は必要でしょうか。	現場で従事する期間が通算して3ヶ月未満の場合は必要ありません。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問/意見	内容	回答
36	更新及び撤去の指定 について	25	第2	4	(1)	ア	(イ)	質問	「更新及び撤去の指定のないものは、事業者の判断により、既設施設を継続利用することも可能とする。」とありますが、更新及び撤去の指定があるものとは、『要求水準書p.23、表2-1 設計対象』に記載の内容は参考であり、『要求水準p.25～31、4 設計業務の要求水準』に具体的な名称、もしくは場所が記載されている機器、配管、ケーブル、盤、土木建築構造物などを示す、との理解でよろしいでしょうか。	No. 31を参照ください。
37	処理工程で発生した水 について	25	第2	4	(1)	ア	(イ)	質問	ポンプの軸シール排水、受泥槽、圧力水槽、ろ布洗浄水槽の越流水、ドレン水等で浄水処理に影響を与えないものは、処理工程で発生した水、と考慮してよろしいでしょうか。	処理工程で発生する水となりますが、床排水と同じ扱いで下水放流とすることも可能です。
38	下水道への放流	25	第2	4	(1)	ア	(イ)	質問	(イ)に下水道放流に関する記述ありますが、下水道への排除基準を則れば、水量の制限は無いとの理解でよろしいでしょうか。	下水放流量の制限については相模原市と協議して決定してください。ただし、処理工程で発生し、浄水処理に影響を与えない水は返送することを前提とし、下水放流量は最小限としてください。
39	建築物内で発生する排水 について	25	第2	4	(1)	ア	(イ)	質問	建築物内で発生する排水とは、主にトイレや流し台等からの生活排水でしょうか。	ご理解の通りです。
40	既存杭の残置	25	第2	4	(1)	イ	(イ)	質問	「既存杭を残置する場合は、図面等において杭が残置されていることを明確に記録すること。」とありますが、図面等において杭が残置されていることを明確に記録すれば、既存杭は残置してもよいとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書別紙14 1/24のとおり既存杭は残置することを想定しております。なお、令和3年9月の環境省からの通知（第12回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース（令和3年7月2日開催）を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に係る解釈の明確化について）に記載のある通り、既存杭残置について相模原市と協議のうえ認められた場合、ならびに企業団が当面の施設配置計画に支障が無いと判断した場合は、残置可とします。また相模原市との協議により既存杭の残置が認められなかった場合は撤去に関する費用は協議の上決定します。
41	敷地内の照明	25	第2	4	(1)	イ	(イ)	質問	「敷地内の照明を整備すること」とありますが、屋外照明を含め、撤去・新設する施設に付随する照明を整備するとの理解でよろしいでしょうか。	敷地内の照明は返送ポンプ室内を除き全てが対象です。
42	撤去対象物の資料について	25～31	第2	4				質問	既設撤去に関する記述がありますが、撤去設計のため、撤去対象物の工事量が把握できる資料が後ほど閲覧資料として提示されるとの理解でよろしいでしょうか。	これまでの閲覧資料及び現地調査にて確認してください。
43	建築の要求水準	26	第2	4	(1)	イ	(イ)	質問	排水処理本館撤去については、近傍管廊等への土圧を考慮した地下部撤去とする理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
44	建築の要求水準	26	第2	4	(1)	イ	(イ)	質問	「浄水場消防監視システムに排水処理施設の火災発報情報を取り込むこと」とありますが、接続場所およびルートをご教示ください。	接続場所については要求水準別紙13 14/14に記載がある「消防設備監視制御装置盤」になります。詳細及びルートについてはこれまでの閲覧資料及び第2回現場調査にてご確認ください。
45	土木の要求水準	26	第2	4	(1)	ウ	(イ)	質問	代替する門の規模仕様については既設同様との理解でよろしいですか。	要求水準書P.31の門扉の要求水準を参照してください。
46	電気の要求水準	27	第2	4	(1)	オ	(イ)	質問	「高低圧電気室には、将来の電気設備の更新スペースを設けること」とありますが、高圧電気室の分離は必要でしょうか。	高圧電気室の分離は必須ではありません。
47	電気の要求水準について	27	第2	4	(1)	オ	(イ)	質問	将来、排水処理側に自家発電機を設置すると思いますが、いつ頃を予定していますでしょうか。また、仮に事業期間中に自家発電機を設置となった場合、高圧盤の機能増設は、別途発注または設計変更して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	将来の実施時期は未定です。また以降のご質問に対しては、ご理解の通りです。
48	電気の要求水準について	27	第2	4	(1)	オ	(イ)	質問	必要な照明操作ができる構成とありますが、照明の入切操作という理解でよろしいでしょうか。他に必要な操作があれば明示をお願いします。	ご理解の通りです。浄水場管理室から排水処理施設の状況確認をする目的から、屋内照明については入切操作できるようにしてください。ただし、ITV 設備の監視対象にあたらぬ屋内については、この限りではありません。
49	電気の要求水準について	27	第2	4	(1)	オ	(イ)	質問	ITV設備で監視できる対象は、事業者の提案のうえ、企業団と協議とありますが、別紙13電気設備更新図(10/14)(参考図)ITV系統図に記載された設備(脱有機機、コンベア、ケーキホッパ等)が監視できる対象であり、カメラ設置位置が事業者の提案との理解でよろしいでしょうか。対象設備の場所によって工事費の変動が大きいため、対象の明示をお願いします。	別紙13に記載された設備は参考となります。監視対象及び設置位置は、重要設備の稼働状況について監視でき、池及び通用門等の安全も確認できることを念頭に事業者提案とします。ただし、施設配置や構成が事業者提案によるため、監視対象範囲は協議により決定します。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問/意見	内容	回答
50	電気の要求水準について	27	第2	4	(1)	オ	(7)	質問	相模原浄水場が特定重要設備であるとありますが、相模原排水処理施設の監視制御システムは別システムであるため、特定重要設備の対象には含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。またNo51についても参照ください。
51	電気の要求水準	27	第2	4	(1)	オ	(7)	質問	「監視制御システムを外部ネットワークに接続する場合は・・・相模原浄水場が特定重要設備を持つ施設であることを考慮したシステム構成し・・・」とありますが、具体的に教えてください。	特定重要設備である相模原浄水場の監視制御装置は、排水処理施設と接続されています。そのため、今回の事業で排水処理施設を外部のネットワークに接続する場合は、セキュリティーの高い安全なシステムとすること、また企業団と国の機関が協議する際には、機器やシステム等に関する情報提供に協力することを求めるものです。
52	電気の要求水準について	27	第2	4	(1)	オ	(7)	質問	故障時等に迅速に交換できるよう、必要な部品を確保しておくこととありますが、事業者からの提案との理解で宜しいでしょうか。	確保することは要求水準ですが、その内容や体制については事業者提案となります。
53	排水地設備更新 電気の要求水準	28	第2	4	(2)	イ	(7)	質問	「開口の閉塞処置は本事業」とありますが、具体的処置について教えてください。	必要に応じてモルタル充填による処置の閉塞を想定しています。なお防火上の閉塞を求めるものではありません。
54	耐震補強範囲変動の取り扱い	28, 29	第2	4	(6)	ア	(4)	質問	耐震補強は、別紙15を参照とありますが、構造検討、耐震診断を行い必要な工事を行うこととの記述もあります。耐震診断の結果、別紙15と補強範囲が異なる場合は、費用精算を伴う設計変更との理解でよろしいでしょうか。	補強範囲は事業者提案に左右されるため、事業者負担と想定しています。
55	既設排水処理棟補強、 建築付帯設備更新	29	第2	4	(6)	ア	(4)	質問	別紙15にあります耐震補強工事の根拠となります、耐震診断の構造計算書等を、ご提示願います。また、事業者の耐震診断結果に関わらず、提示の補強工事は、行わなければならないのでしょうか。	構造計算書等の資料は第3回資料閲覧にて提示します。補強工事は必要と想定していますが、要求水準書P.29に記載の通り、条件に応じた構造検討、耐震診断を行い、必要な耐震補強工事を行ってください。
56	既設排水処理棟補強、 建築付帯設備更新	29	第2	4	(6)	ア	(7)	質問	「脱水機設備撤去後に、既存床面積の増加がないように考慮すること」とありますが、脱水機回り点検架台は床面積に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	相模原市と協議のうえ判断が必要となります。ただし、既設施設においても点検架台（グレーチング）であっても床面積に算入する判断がされているため、新設する架台についても、同様の対応が必要になると想定されます。
57	放流水設備	30	第2	4	(11)	ウ	(7)	質問	撤去する既設危険物貯蔵庫に保存されているものはありますか。ある場合の処分は貴企業団にておこなうとの理解でよろしいでしょうか。	現在保管されている危険物は有りません。
58	敷地内の床排水 について	30	第2	4	(12)	イ	(7)	質問	「敷地内の床排水は、排水槽を介さず直接下水放流できるフローに見直すこと。」とありますが、別紙10、機械設備更新範囲図(5/5)、機器番号18「返送本管弁室排水ポンプ」及び機器番号23「高圧ケーブル管廊排水ポンプ」からの排水は、ここであるところの敷地内の床排水の対象に含まれる、との理解でよろしいでしょうか。	ご質問の機器に関する排水については既設同様の排水先を想定しております。またご質問の対象機器の更新範囲は床排水ポンプへ逆送弁までであり、その先は対象外となります。
59	場内配管の撤去範囲変動の取り扱い	31	第2	4	(14)	ア	(7)	質問	場内配管も別紙21参照とあります。別紙21と実際の配管に齟齬があった場合、費用精算を伴う設計変更との理解でよろしいでしょうか。	別紙21だけでなく、閲覧資料として既設の図面も提示しておりますので、それらと実際の配管の敷設状況に齟齬がある場合は、設計変更とするか協議のうえ決定します。
60	造成、場内整備 土木の要求水準	31	第2	4	(15)	ア	(4)	質問	「門扉と場外道路の間には大型車2台が門扉の開閉を待つ待機スペースを確保する事」とありますが、2か所の門に1台ずつの待機スペースを設置するとの理解でよろしいでしょうか。	1か所の門に大型車両2台が待機できることを想定しています。ただし、運転維持管理期間中に常時使用しない門については、同待機スペースは大型車両1台分としても構いません。
61	造成、場内整備 土木の要求水準	31	第2	4	(15)	ア	(3)	質問	「濃縮槽南側に位置する釜場の埋戻しを行うこと」とありますが、掘削土や脱水ケーキの使用は可能との理解でよろしいでしょうか。	掘削土は使用可能ですが、脱水ケーキは産業廃棄物に該当するため、使用は認めません。
62	工事全般	32	第3	2	(1)	ウ		質問	「近隣の調査」とありますが、近隣の範囲をご教示願います。	工事によって影響を受けると考えられる範囲として事業者にて判断してください。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問/意見	内容	回答
63	試運転	33	第3	2	(2)	ア		質問	「試運転の実施前に試運転実施計画書を作成し、企業団に提出及び確認を受けること」ありますが、分割した試運転となることから、計画書は都度提出するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
64	試運転について	33	第3	2	(2)	イ		質問	設備の試運転に必要な商用電源は企業団より無償で頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
65	試運転で設備が使用する電力について	33	第3	2	(2)	イ		質問	試運転で設備が使用する電力について、貴企業団より無償で供給いただけるのでしょうか。	No. 64と同様となります。
66	試運転で発生する排水について	33	第3	2	(2)	ウ		質問	試運転で発生する排水について、浄水場の運用等に支障のないものは、貴企業団により無償で処理いただけるのでしょうか。	試運転で発生する排水について、要求水準書P.33の通り、工事期間中に発生する排水は事業者において適切に処理することが基本となりますが、浄水処理に影響を与えないことが明確であれば、企業団と協議の上、浄水処理への返送も可能です。
67	計画修繕業務について	35	第4	1	(1)			質問	計画修繕業務について、「事業者の判断により、継続利用する施設は、新設施設と同様の扱い」とありますが、貴企業団ご指示で継続利用する返送ポンプは既設設備として取扱い、貴企業団ごとの整備を実施するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
68	計画修繕業務について	35	第4	1	(1)			質問	計画修繕業務について、「事業者の判断により、継続利用する施設は、新設施設と同様の扱い」とありますが、貴企業団ご指示で駆動装置の更新のみ実施して継続利用する設備の本体部分については既設設備として取扱い、貴企業団ごとの整備を実施するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
69	業務の範囲について	35	第4	1	(1)			質問	継続利用する施設について、運転維持管理期間である令和9年4月から維持管理を行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。なお事業者の判断により継続利用する施設については要求水準書P35を参照ください。
70	貴企業団の指示による業務日と業務時間の変更に伴う費用負担	36	第4	1	(3)			質問	貴企業団の指示により業務日と業務時間を変更されること、事業者はそれに応ずる旨の記載がありますが、これによって生じる追加費用は貴企業団のご負担という認識でよろしいでしょうか。	協議により決定とします。
71	作業従事者	37	第4	1	(5)	ウ	(9)	質問	作業従事者に欠員が生じる場合とありますが、欠員とはどのような状況か、ご教授いただけますでしょうか。	病気や退職等を想定しています。
72	業務計画書について	38	第4	1	(6)			質問	「企業団が定める期日」は運転維持管理業務委託契約等で示されるという理解でよろしいでしょうか。	事業初年度以外は協議により決定します。
73	総合運転維持管理業務計画書について	38	第4	1	(6)	ア	(4)	質問	「総合運転維持管理業務計画書」の対象とする期間は、引継ぎ期間以前は含まれないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
74	業務報告書	38	第4	1	(7)			質問	施設管理システムに入力とありますが、入力用端末を貸与いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
75	執務室等の貸与について	39	第4	1	(9)			質問	執務室等の貸与時期は協議の上、変更させて頂くことは可能でしょうか。既設脱水機設備運転期間においても新設排水処理棟内等で事前準備のため作業を行う可能性があり、新設脱水機設備運転期間においても既設排水処理本館内等で片付けなどの作業を行う可能性がございます。	協議の上、変更することは可能です。
76	ユーティリティ等の調達・負担について	39	第4	1	(10)	ア	(4)	質問	下段の「エ」にも「脱水土の運搬・処分」の項目がございますが、本項目との違いをご教授願います。	エはア(4)の内容について詳細を示したものととなります。
77	運搬・処分に要する費用について	39	第4	1	(10)	エ		質問	「脱水土の運搬・処分に要する費用は、その発生量に応じて決定するものとするが、脱水土の運搬・処分量が見込みを超過した分については、企業団が費用を負担する。」とありますが、対価の支払いは、入札時に事業者が提案する処理単価に実際の処理量に乗じた費用を事業者が支払うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。詳細は入札公告時に示します。
78	運搬・処分に要する費用について	39	第4	1	(10)	エ		質問	入札時に事業者が見込む脱水土の運搬・処分の費用は、表4-3で示された見込み量×事業者の提案単価×維持管理期間で算出すればよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。詳細は入札公告時に示します。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問/意見	内容	回答
79	薬品	40	第4	1	(10)	オ		質問	次亜塩を散布する場所や方法についてご教授ください。	排泥池において次亜塩素酸ナトリウムを人力で散布することを想定しています。詳細な散布方法は、引継ぎ期間にお伝えします。 ただし、本事業における次亜の散布方法等については、事業者提案とし、企業団の了承を得たうえ決定するものとします。
80	ユーティリティ等の調達・負担について	40	第4	1	(10)	オ		質問	ボイラ及び水質測定に係る薬品について貴企業団から支給頂ける薬品の種類と年間の支給数量をご教授願います。	ボイラ用薬品及び水質測定用薬品は、事業期間中は必要に応じて事業者負担で調達してください。 ただし、本事業の運転維持管理期間開始時において、企業団から現受託業者に支給している以下の薬品が残っている場合は、そのまま使用していただくことで構いません。 現在企業団から既設の受注者に支給している薬品とその量は以下になります。 【ボイラ用薬品】 ・清缶剤サーモフレッシュ 20kg/箱 10箱/年 ・再生塩プレミアムソルト 20kg/袋 10箱/年 ・炭酸ガス 40L 30kg/本 2本/年 【水質測定用薬品】 ・マンガン測定試薬（クエン酸緩衝剤） 1000個/年 ・マンガン測定試薬（過ヨウ素酸ナトリウム） 1000個/年 ・pH校正液（pH6.87 pH9.18） 各2本/年
81	休日・時間外運転費用について	40	第4	1	(10)	カ		質問	特定の条件を逸脱した際に発生した休日・時間外運転費用について企業団が費用を負担するとあります。多量の流入固形物の処理を想定されていると思われませんが、それら固形物を全量処理または処理の見通しが立ち、平常運転に戻るまでの間の費用について負担いただけたとの認識でよろしいでしょうか。	表4-4、4-5に記載の条件に該当する場合に企業団負担として支払います。
82	休日・時間外対応の条件	40, 41	第4	1	(10)	カ	表4-4 表4-5	質問	表4-4および表4-5に示されている濁度および水量の条件につきまして、濁度は当該日における8日間の移動平均値、水量は当該日の1日あたりの水量を用いるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
83	支給品及び貸与品	41	第4	1	(11)			質問	測定器の貸与とありますが、校正等の管理は貴企業団負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです
84	貸与品の取扱い	41	第4	1	(11)	ウ		質問	貸与品を使用した場合、それに応じた返却は必要あるのでしょうか、もしご返却を求められるのであれば、その内容（数量や納期、型番等）は、都度、協議させていただくという認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
85	衛生管理	42	第4	1	(13)	イ		質問	バッジ、腕章の着用について、名札という理解でよろしいでしょうか。	当該事業に従事している者であることが分かるものを着用してください。
86	衛生管理	42	第4	1	(13)	ウ		質問	結果を貴企業団へ提出とありますが、個人情報保護の観点等から、事業所にて保管。閲覧を求められた場合に提示する。でもよろしいでしょうか。また、提出する場合は、結果の複製とすることは可能かご教授ください。	結果は必ず提出してください。提出は原本でなくても構いません。
87	「業務引継ぎ」における技術指導協力	42	第4	1	(15)	イ		質問	業務完了日以降における技術指導に要する費用負担は技術指導を受ける者との記載ですが、技術指導を行う側（本業務の受託者）に要する費用負担は貴企業団との認識でよろしいでしょうか。	技術指導を受ける側の負担となります。
88	別途業務との調整	43	第4	1	(18)			質問	「事前準備・復旧作業等」とありますが、別途発注する工事、委託等の業者と共に作業を行うということではなく、安全通路の確保や、機器の運転操作などを想定しているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
89	施設管理における機械警備について	44	第4	1	(23)	ウ		質問	「夜間休日等の事業者が敷地内に不在の期間は、建築物の施設および機械警備による警戒を行うこと。」とありますが、具体的に事業者が行うべき内容についてご教示願います。	排水処理施設内のすべての建築物の入口の施設と、機械警備による警戒は企業団が設置した機械警備の開始操作を行うことを想定しています。
90	施設管理における機械警備について	44	第4	1	(23)	ウ		質問	この機械警備の契約は本事業においても貴企業団であり、システムの故障やそれに係る復旧費用等の負担も貴企業団という認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
91	運転管理業務における運転計画の変更	45	第4	2	(1)	ア		質問	「事業者と協議・相談の上で運転計画の変更を指示する。」とありますが、これによって追加費用が発生した場合、その費用負担は貴企業団との認識でよろしいでしょうか。	費用負担は協議により決定します。
92	運転管理業務	45	第4	2	(1)	イ	(エ)	質問	浄水場着水井への返送可能な基準値および測定間隔は貴企業団より示されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
93	運転管理業務	45	第4	2	(1)	イ	(エ)	質問	排除基準を満たした上でとありますが、満たす方法については事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問/意見	内容	回答
94	緊急時対応要領について	45	第4	2	(1)	イ	(b)	質問	企業団が一次対応をとることも想定されるため、排水処理施設緊急時対応要領を整備するとありますが、想定される一次対応についてご教示ください。	浄水処理への影響を防ぐための初期対応や安全措置等を想定しています。
95	対象施設の維持管理業務について	46	第4	2	(2)	ウ	(4)	質問	コンクリート構造物の点検について既設施設で実施した直近の点検日をご教授願います。また、点検報告書についても開示願います	第3回資料閲覧にて提供します。
96	専門技術者による点検設備の対象	46	第4	2	(2)	エ		質問	本事業における専門技術者による法定点検および精密保守点検の対象範囲につきまして、事業者が更新または新規に設置した設備のみが対象となるとの理解で相違ないか、ご確認いただけますでしょうか。	表4-1ならびにP46 エー（ア）～（カ）に記載の通り、本事業における運転管理範囲の保守点検は既設施設、新設施設のどちらの場合も事業者にて実施していただきます。ただし、既設監視制御設備の専門技術者による精密点検は企業団が行います。上記の内容に要求水準書を修正します。
97	計画修繕業務について	47	第4	2	(3)	カ		質問	不可抗力等、事業者提案から逸脱するような事象が発生したことに伴うろ布交換回数増加は、貴企業団にて費用負担していただけるという理解でよろしいでしょうか。	事象の帰責事由を踏まえて協議にて決定します。なお、不可抗力はリスク分担表の通り、一部は事業者負担となります。
98	建築物及び建築設備の計画修繕業務について	47	第4	2	(2)	カ		質問	既設施設の内、継続利用施設の計画修繕の立案は貴企業団、実施は事業者という認識でよろしいでしょうか。その場合、実施にあたっての事業者の予算計上は不要で、実費精算させていただくという認識でよろしいでしょうか。	継続利用施設の計画修繕の立案及び実施は、企業団が行います。ただし、事業者の判断により継続利用する施設については、計画修繕の立案及び実施は、事業者で行い、費用も事業者負担となります。
99	計画修繕業務について	48	第4	2	(3)	キ		質問	「破損等による、ろ布の交換」について、既設設備・新設設備問わず、計画的に行う修繕ではないため計画外修繕として対応するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。要求水準書を修正します。
100	計画修繕業務について	48	第4	2	(3)	キ		質問	「破損等による、ろ布の交換」について、計画修繕として対応する場合、表4-1業務分担表により既設設備については貴企業団にて対応するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
101	計画外修繕業務について	48	第4	2	(4)	イ		質問	「設備の改造等」は計画外修繕業務に含まれず、貴企業団にて対応頂けるという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に記載の「同様の故障が再発する可能性がある場合は、設備の改善等により再発に務めること」については、再発を防止する目的で設備の改造を実施する場合は、計画外修繕に含みます。新設設備（事業者の判断による継続利用施設を含む）の計画外修繕については事業者の費用負担となります。
102	計画外修繕業務について	48	第4	2	(4)	エ		質問	新設施設に対する計画外修繕は、事業者は自らの費用負担にて実施するとありますが、天災等不可抗力による設備故障の場合は、事業者の費用負担外との理解で宜しいでしょうか。	不可抗力の場合はリスク分担表の通り、一部は事業者の負担となります。
103	汚泥及び脱水土分析の記録報告	48	第4	2	(5)	ア		質問	業務の効率化を踏まえ、平常時の報告はメールでもよろしいでしょうか。	ご質問のとおりで構いません。
104	汚泥運搬・処分について	48	第4	2	(5)	イ		質問	運転維持管理期間が開始された直後のケーキホッパに貯留している脱水土は貴企業団にて生成された脱水土となるため、性状管理、成分分析は貴企業団にて対応し、積込み、運搬及び処分については事業者にて対応するという理解でよろしいでしょうか。	運転維持管理期間が開始された直後のケーキホッパに貯留している脱水土の性状管理、成分分析も事業者となります。
105	汚泥運搬・処分について	48	第4	2	(5)	イ		質問	運転維持管理期間が終了した後のケーキホッパに貯留している脱水土について、性状管理、成分分析、積込み、運搬及び処分については貴企業団にて対応していただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
106	その他業務	49				ア	(7)	質問	道路の清掃とは、美観を保つためのごみ拾い等の理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。また落ち葉や樹木も清掃の対象となります。
107	その他業務 水質測定業務	49	第4	2	(6)	ア	(4)	質問	「基準値を超えるピコプランクトン（小型藻類）個体数が確認された場合は、浄水処理への影響を軽減するため、必要な対策を行うこと。」とありますが、具体的な対策についてご教示願います。	排泥池上澄水の管理及び排泥池等への次亜注入を想定しています。ただし事業者提案による別の対策についても企業団の了承を得たうえで決定するものとなります。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答
108	堆積汚泥の収集運搬、 清掃業務について	49	第4	2	(6)	イ			質問	堆積した汚泥等の収集運搬について、収集した汚泥等は処分する必要はなく、貴企業団の指定する場所に運搬するという理解でよろしいでしょうか。	排水処理施設の運転に伴い堆積する汚泥等となりますので、排出事業者は事業者として、収集、運搬、処分まで行ってもらいます。
109	返送水の返送可否	50	第4	2	(6)	ウ	(7)	表4-6	質問	界面活性剤濃度、油分、発泡等の異常確認に係る測定頻度が「適時」とされていることから、測定の実施時点においてのみ返送可否の判断が可能と理解しております。つきましては、測定結果が判明するまでの間における返送可否の判断について、どのように取り扱うべきかご教示いただけますでしょうか。	測定結果が分かるまでは返送不可とします。ただし、測定結果が判明するまでの対応については、その都度企業団と協議して決定します。
110	水質測定頻度について	50, 51	第4	2	(6)	ウ	(7)	表4-6	質問	水質測定項目のうち、測定頻度が「適時」と記載されているものにつきましては、事業者にて測定頻度を判断・決定するものと理解でよろしいでしょうか。	測定頻度（間隔）は事業者提案ですが、測定が必要なタイミングは界面活性剤はろ布交換後、下水排除基準項目は下水放流時となります。
111	小型藻類個体数の測定	50	第4	2	(6)	ウ	(4)		質問	測定の実施にあたり、測定機器の貸与及び機器の校正は貴企業団の所掌という認識よろしいでしょうか。	界面活性剤の測定器を除く測定機器は事業者にて調達・管理となります。
112	界面活性剤濃度	50	第4	2	(6)	ウ	(4)		質問	界面活性剤濃度の返送可否の基準値にて、協議にて決定する※3とありますが、※3の説明記載がありません。ご教授願います。	※3は誤記ですので、削除します。
113	地震対応	51	第4	2	(6)	エ	(9)		質問	相模原市内の震度とありますが、測定地点は相模原市南区内という理解でよろしいでしょうか。	南区に限定せず、市内のいずれかの測定点を対象としています。
114	地震対応	51	第4	2	(6)	エ	(9)		質問	「事業者は、相模原市内で地震が発生、又はその発生のおそれがある場合」とありますが、ここにある「発生のおそれがある場合」とはどのような状況を想定されておられるのかご教示願います。また、これによる事業者が負担すべき費用があれば併せてご教示願います。	「発生のおそれがある場合」とは、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意及び巨大地震警戒）」を指します。なお、これによる対応に必要な費用は、一定程度を事業者負担として見込んでいます。
115	消耗品の管理	51	第4	2	(6)	オ			質問	本項、その範囲は事業者が調達したものに限定され、貴企業団所有のものは所掌外であるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。ただし、支給品についても在庫管理を行ってください。
116	植栽管理業務について	51	第4	2	(6)	カ			質問	植栽管理方法（内容、頻度など）は事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
117	植栽管理業務	51	第4	2	(6)	カ	(7)		質問	独身寮跡地、管理公舎跡地、横浜市水道局相模原沈でん池内流量計室周辺について、表 1-7 運転維持管理業務の対象施設に含まれていないことから、事業者は植栽管理のみ実施し、植栽管理以外の管理は貴企業団にて実施するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
118	施設の応急復旧業務	51	第4	2	(6)	エ	(9)		質問	「事業者は、相模原市内で地震が発生、又はその発生のおそれがある場合は、企業団の防災計画をもとに以下の対応を行うものとする」とありますが、何よりも人命優先が大原則とする理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
119	機械設備更新範囲図	別紙 10							質問	フローの赤色着色配管は一部撤去のみの配管を除き、すべて更新する必要がある、との理解でよろしいでしょうか。	No. 31を参照ください。
120	フローシート について	別紙 10	機械設 備更新 範囲図 (5/5)						質問	別紙に記載の内容と既設現況が異なっている箇所がございます。別紙は参考として取り扱い、別紙、現況いずれを採用するかは事業者提案との理解でよろしいでしょうか。 例1) 排泥池～濃縮槽送泥管 別紙では⑥汚泥引抜ポンプ直後から2条となっているが、現況は1条となっている。 例2) ③排泥ゲート弁 別紙では排泥管出口にあるが、現況は排水管の排泥渠接続位置（④の位置）にある。 例3) ④排水ゲート弁 別紙では排水管の排泥渠接続位置にあるが、現況は排水管の排水渠接続位置にある。 など。	本別紙は更新範囲を示す図面として扱い、現況を正としてください。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答
121	監視升 について	別紙 12	機械設 備更新 図 (2/11)						質問	床排水100ASGPが監視升(新設)に接続されていますが、この監視升は、相模原下水道設計指針 令和7年4月改訂 相模原市都市建設局土木部 編の(46頁)第5章、5-1、5-1-3に示される公共汚水ますのことでしょうか、あるいは、 <u>採水ます</u> のことでしょうか。ご教示ください。	放流量及び放流水質を測定するために一旦受けるための採水ますとなります。
122	新排水処理棟基礎構造	別紙 14	新排水 処理棟 建築図 B1平面 図	1/24					質問	新排水処理棟建築図は杭基礎となっていますが、設計者の判断によって、杭基礎以外でもよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。ただし、要求水準書P29(8)に示す通り、更新実施周期以上を維持できる構造（耐震安全性の分類Ⅱ類）及び仕様とすることを前提とします。